

## 介護保険サービス利用者負担額の免除について

### 対象者

- ・ 住宅に半壊以上の損害を受けられた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方等

**減免対象額** 1割の利用者負担額の全額が対象となります。

**減免期間** 平成23年3月利用分～平成24年2月利用分（予定）

### 申請に必要なもの

- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・ 災害証明書等の損害の程度を証明できる書類
- ・ 印鑑

支払猶予期間中に利用者負担額の支払いを行っている場合は、「介護保険サービス利用者負担額還付申請書」に領収書等を添付して、申請していただく必要があります。

## 介護保険施設等の食費・居住費の減免について

**対象者** 介護保険サービス利用者負担額の減免対象者で、下記の施設サービス利用者

**対象施設** 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

**減免対象額** 食費・居住費の利用者負担額の全額

基準費用額を超えた分については、減免の対象となりません。

**減免期間** 平成23年3月提供分～平成23年8月提供分（予定）

### 申請に必要なもの

- ・ 介護保険施設等における食費・居住費減免申請書
- ・ 災害証明書等の損害の程度を証明できる書類
- ・ 印鑑

支払猶予期間中に利用者負担額の支払いを行っている場合は、「食費及び居住費等補助申請書」に領収書等を添付して、申請していただく必要があります。